

令和7年第4回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和7年4月25日（金）15時00分開始

2 会 場 大竹市役所3階大会議室

3 出席及び欠席委員

教育長	小 西 啓 二	出席
1 番	池 田 良 枝	出席
2 番	小 城 和 之	出席
3 番	市 川 洋	出席
4 番	山 田 洋 子	出席

4 出席職員

教育次長	柿 本 剛
総務学事課長	大 井 一 徳
総務学事課	重 安 千 陽
	浅井田 展 彦
	丸 茂 宣 潔
	樫 野 直 也
	須 藤 颯 太
生涯学習課長	川 村 恭 彦
生涯学習課	松 岡 文 明
	武 田 宣 裕

.....

【開会時刻 15時00分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和7年第4回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、池田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を議題とします。会期は、4月25日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第16号 大竹市教育委員会障害者活躍推進計画の改定について

小西教育長 日程第2「議案第16号 大竹市教育委員会障害者活躍推進計画の改定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 令和元年6月14日に公布された障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国及び地方公共団体は「障害者活躍推進計画」を作成し公表することが義務付けられました。この障害者活躍推進計画には、障害者の活躍を推進するための体制整備、職務の選定・創出及び環境整備・人事管理等の取り組み事項を盛り込むこととされています。作成及び公表が義務付けられ

るのは任命権者ごととされていることから、大竹市教育委員会として令和２年度から障害者活躍推進計画を策定しています。この度、令和７年３月末がこの計画の期限となっていることから、計画の改定をするものです。改定した項目は、計画期間を令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間に改定し、そのほか字句の修正や適切な表現への修正を行っています。本計画を簡単に説明させていただきますと、大竹市教育委員会事務局は、職員全員が大竹市市長部局からの出向者で構成されており、市長部局において一元的な人事管理が行われているため、障害者の採用や定着に関する目標は定めず、障害者の就労に関する組織的な体制を整備するため、障害者に関する職員の理解を促進することを目標としています。この目標に対する取り組み内容として、３点挙げています。１点目は、「障害者雇用推進者」として総務学事課長を選任し、障害者雇用推進者は、障害者に関する研修会等への積極的な参加を職員に呼びかけることにより、障害者に関する職員の理解を促進し、障害者が活躍できる体制の整備につなげることであります。２点目は、障害の状況に応じ、障害者が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について、市長部局の人事担当部署と連携し検討することとしています。３点目は、障害者に対する定期的な面談等により、必要な配慮等の有無を把握し、市長部局の人事担当部署や施設管理部署等と連携し、必要な範囲で措置を講じることとしています。障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に則り、事業主としてまた行政機関としての責務を果たすべく取り組むための計画を策定するものです。

小西教育長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員　　教育委員会としての研修が今まで実施されておらず、研修会へ積極的に職員を派遣していこうとする内容と理解して良いのでしょうか。

小西教育長　　研修の充実として、職員を研修等に派遣することを新たに加えているかという質問でしょうか。

池田委員　　市役所全体としては研修会を実施しているが、それに対して教育委員会が積極的に研修会があることを呼びかけていなかったのか、呼びかけ自体がなかったのかを聞きたいです。

事務局　　取組内容自体は前回の計画から変更していません。これまでも市主催の障害者に関する研修会、関係機関等の研修への参加を呼びかけています。

小西教育長　　その他でしょうか。

委員一同　　なし。

小西教育長　　質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに意義ありませんか。

委員一同　　異議なし。

小西教育長　　異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第１７号 大竹市教育委員会職務権限規程の一部改正について

議案第１８号 大竹市教育委員会事務局事務分掌規則及び大竹市教育委員会職名規則の一部改正について

小西教育長　　日程第３「議案第１７号 大竹市教育委員会職務権限規程の一部改正について」及び日程第４「大竹市教育委員会事務局事務分掌規則及び大竹市教育委員会職名規則の一部改正について」の２件は関連する議題となるため、一括して

の審議とします。事務局から説明を求めます。

事務局 はじめに、議案第17号「大竹市教育委員会職務権限規程の一部改正について」説明します。本規程は、教育長の権限に属する事務について職務遂行に必要な事項を定めたものですが、この度給食センター、総合市民会館、公民館、図書館及び大竹会館の長の職を「教育機関等の長」として位置づけ、職務権限と専決事項の規定を整理するため、規程の改正を行うものです。また、大竹市の職務権限規程の改正に伴い、本規程についても市の規程に沿った内容に整理をするものです。改正の主な内容ですが、第3条の用語の説明の規定についてですが、改正前の用語の次の「とは」、という部分を、1マスのスペースをあけて用語の説明とした言い方に改めます。また、改正前の第15号のセンター長の説明の規定を、教育機関等の長に改め、センター長のほか、総合市民会館、公民館、図書館、大竹会館の長を加えます。次に、改正前の規定では、教育長の職務権限について、特に定めていなかったため、新たに第5条として加え、明記するものです。次に、改正前の第7条の主幹の職務権限、第11条の課長補佐の職務権限を、補佐職位として1つにまとめて、改正後の第8条を改めます。次に、第16条の代理決裁について、不在の場合の代理決裁を行う職位及び順位の表を追加し、第2項に代理決裁後の報告と閲覧を義務付ける規定を追加します。次に、改正前の第25条の公民館館長の専決事項から第28条の大竹会館館長の専決事項までの規定を、教育機関等の長の専決事項として1つにまとめ、改正後の第25条を改めます。次に、別表の職務権限の表に、教育機関等の長の決裁区分を加えるものです。そのほか、大竹市の職務権限規程に合わせた規程の整理や字句の修正、条ずれ等の整理を行うものです。施行日は令和7年5月1日からとしております。続いて、議案第18号「大竹市教育委員会事務局事務分掌規則及び大竹市教育委員会職名規則の一部改正について」ですが、こちらは、先ほどの大竹市教育委員会職務権限規程の一部改正により、総合市民会館、公民館、図書館及び大竹会館の長の職を「教育機関等の長」として位置づけ、職務権限の規定を加えるとともに、専決事項の規定の整理を行いました。これに伴い、職の設置についての規定を、これまで課長補佐、参与の次に規定していた「館長」の職を主幹、センター長の次に規定するものです。施行日は令和7年5月1日からとしております。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山田委員 具体的には、決裁者の権限の幅が広がったと認識して良いでしょうか。

事務局 市長事務局の職務権限規程に合わせて整理をしたものです。市長事務局の規程では、支所、リサイクルセンター、保育所の長を出先機関の長として位置づけていますが、教育委員会においても、それらに類する給食センターや公民館等の機関の長を、教育機関等の長として位置づけ、権限の整理を行うというものです。

小西教育長 その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件2件を採決します。本件2件は原案のとおり可決することに意義ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第19号 社会教育施設の広報掲示板使用に関する要綱の一部改正について

小西教育長 日程第5「議案第19号 社会教育施設の広報掲示板使用に関する要綱の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本要綱は、総合市民会館をはじめとする社会教育施設の掲示板へのチラシ、ポスター等の掲示物に関して、掲示できる掲示物の種類や方法等を定め、その適切な運用を図るためのものですが、実際に運用する中で、掲示して差し支えないと思われる掲示物が、要綱では掲示できなかったり、また掲示に係る事務手続き等が大変煩雑になったりしていることから、実態に即す形で諸規定を改正するとともに、併せて、軽微な字句修正等を行うものです。主な改正箇所を具体的に説明いたします。まず、現行の第3条及び第4条は、掲示できる掲示物を具体的に定めたものですが、現行では、掲示できる団体は官公庁等や市内団体に限られており、特に催し物については、市内で開催されるものに限定されており、近隣市町などで開催される文化芸術・スポーツ等に関するさまざまな催し物ポスター等が掲示できないこととなっています。このような点を踏まえて、さまざまな催し物等を市民に周知し、触れていただくために、団体や開催場所を市内のものに限定せず、より弾力的な運用が可能となるよう、案のとおり改正するものです。次に、現行の第5条は、掲示できる掲示物の規格を定めたものですが、ポスターの規格はA1又はA2サイズのものが多く、第1項で定めるA3以内に収まるものは少ないこと、第2項で定める「画鋏で貼り付けられる素材のもの」については、実際の掲示版に対して掲示可能な規格であれば問題なく、素材まで指定する必要はないと考えられること等から、本条を削除するものです。次に、現行の第6条から第11条までは、掲示物の掲示に係る手続きや管理について定めたものですが、現行の第8条の掲示物の掲示期限については、規定の1ヶ月以内を遵守することは実際の運用としては大変困難であり、掲示物の内容に照らして、期間や優先順位などを適宜判断することが適当と考えられること、その他の申請・承認、掲示・撤去処分に関する諸規定については、運用実態及び事務の効率化の観点からより運用しやすいようにするため、案のとおり、条項の削除や字句修正等の改正を行うものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山田委員 実態に則していない要綱が多々あるようであれば、都度改正するのは良いことだと思います。デジタルサイネージの採用は考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局 社会教育施設に関してですが、デジタルサイネージの活用は様々な効果があると考えていますが、費用面も含めた検討が必要な中で、全ての施設への設置は難しいと考えています。玖波公民館の建て替えについて、新たに整備する地域交流施設では、様々なお知らせをデジタルサイネージで行うことができないか検討中です。

小西教育長 今後その辺りも充実していくと思います。その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに意義ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第6号 大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第6「報告第6号 大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会を構成する委員に職務者の交代があったので新たに委嘱する必要が生じましたが、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものです。言語の通級指導とは、「話す・聞くなどの言語に関する部分で発達の遅れがある」方について、通常学級に在籍しながら言語に関する特別な指導を行うものです。その決定にあたっては、教育・医学・心理学等の観点から総合的かつ慎重に行う必要があるため、本委員会において、毎年1月から2月にかけて審議、答申を行っております。現在委嘱している委員の任期は令和7年1月1日から令和8年12月31日までですが、この度の令和7年4月1日の人事異動により、構成委員の交代がありましたので報告するものです。職務者の交代があり新たに委嘱した委員は「小学校長会代表」の貞盛校長、「中学校長会代表」の河北校長、「設置校担当教諭」の沖野教諭です。また、大竹市附属機関設置に関する条例第6条に前任者の残任期間であることから、令和7年4月1日から令和8年12月31日までを任期とするものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小 城 委 員 現職それぞれの校長会の代表と設置校の担当が、どこの小学校・中学校・設置校なのか明記があっても良いと思います。あと、任期が令和7年4月1日から令和7年12月31日とありますが、また1月から3月の間で交代の話が出るのかを教えてください。

事務局 委嘱期間については、通常でしたら4月1日から3月31日ですが、これまでこの委員の委嘱については1月から12月となっております。任期も2年間と規定がありますので、2年間ごとにこのような委嘱をしています。よって、今回もこのような形で委嘱しています。

小 城 委 員 3月31日までのところが年末の12月31日までで、後任の任期は2年の任期の中の前任の残任期間だと思うのですが、令和8年3月31日で一度期間を区切って4月1日から期間を開始する形にした方がいいのではと思います。この議案は委員が変わると上がってくると思うのですが、任期については他の議案でもいろいろあると思います。これまでの議案でも条文や条例等の文言の改正は行われるのですが、任期についてはいつもずれていると思います。再検討しても良いのではと思います。

小西教育長 差し障りがなければ、整理して考えていきたいと思います。今回はこのような形にして、協議させてください。その他ございませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第7号 大竹市就学指導委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第7「報告第7号 大竹市就学指導委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和6年4月1日に委嘱した、大竹市立小中学校結核対策委員会委員の任期満了に伴い、令和7年4月1日付で委嘱をする必要が生じましたが、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものです。就学指導委員会は、大竹市の附属機関に位置づけられており、委員は（1）学識経験者（2）専門医（3）福祉事務所長（4）小中学校長（5）小中学校特別支援学級担任等職員で構成しています。また、担任する事務は、（1）障害児の適正な就学を図るために必要な事項の調査審議（2）特別支援学級入級対象児の適正な就学指導（3）その他必要な事項とあり、障害のある児童生徒の就学指導に当たり、児童生徒の障害の種類、程度や必要な教育的支援等について専門的な立場から調査や審議を行っており、年2回開催しています。この度の委嘱につきましては、前回と同様に16名の方に委嘱をしており、再任が12名で、新任が4名となっています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 西医療センターの先生が交代になったようですが、同じような専門の先生なのでしょうか。

事務局 以前委員に委嘱させていただいた独立行政法人国立病院機構広島西医療センターの先生が、この度退職されたため西医療センターに推薦をお願いし、推薦いただいた先生に委員の委嘱をしています

小西教育長 専門分野については把握できていません。その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第8号 大竹市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第8「報告第8号 大竹市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和6年4月1日に委嘱した、大竹市立小中学校結核対策委員会委員の任期満了に伴い、令和6年4月1日付で委嘱をする必要が生じましたが、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものです。大竹市立小中学校結核対策委員会は、大竹市附属機関設置に関する条例に定められた附属機関であり、委員の構成は（1）広島県西部保健所所長（2）専門医（3）医師会を代表する者（4）学校医を代表する者（5）小中学校長を代表する者（6）養護教諭を代表する者となっております。また、担任する事務は、（1）結核に関する健康診断の実施状況及び結果の把握（2）精密検査対象となる児童生徒の管理方針の検討（3）患者発生時における関係機関との連携及び対策の検討（4）学校の結核管理方針の検討となっております。結核対策委員会は市内小中学校内科健診後の結核健診実施後に開催していますが、昨年度は委

員会の検討に該当する児童生徒がいなかったため開催はしていません。この度の委嘱につきましても前回と同様に9名の方に委嘱しており、委員9名のうち、4名が再任、5名が新任となっています。任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 昨年は該当者がいなかったと聞き安心したのですが、結核が全国的に少しずつ増えているといったニュースを見聞きするので、しっかりと内科検診で診ていただき、少しでも疑問のある該当者がいれば、しっかりと話し合いをしてもらいたいと思います。

小西教育長 その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第9号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について

小西教育長 日程第9「報告第9号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市青少年問題協議会委員について、委嘱している委員に職務の交代があり、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものです。また、本報告は「地方青少年問題協議会法」第3条及び「大竹市附属機関設置に関する条例」第3条の規定に基づいて、大竹市青少年問題協議会委員を委嘱したことを報告するものです。この度大竹市青少年問題協議会委員に委嘱した方は、津村隆介様、河北光弘様、貞盛倫子様です。津村様は大竹警察署長であり、職務交代に伴い前任の善岡様に代わり、後任の者として就任についての承諾をいただき委嘱しました。河北様は大竹市中学校長会副会長であり、職務交代に伴い前任の十亀様に代わり、後任の者として就任についての承諾をいただき委嘱しました。貞盛様は大竹市小学校長会会長であり、職務交代に伴い前任の真鍋様に代わり、後任の者として就任についての承諾をいただき委嘱しました。なお、任期につきましては、大竹市附属機関設置に関する条例第6条に基づき、前任者の残任期間とすることになっておりますので、令和7年4月1日から令和7年6月30日までとなります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小城委員 どういった内容の活動をしているのか、中身を教えてください。

事務局 青少年の指導・育成・保護および共生に関する総合的な施策について、関係の行政機関に対して意見を述べる役割を担っています。具体的な活動として、一番分かりやすいものが「市民のつどい」で、その場を開いて青少年問題に関して協議をしています。

小西教育長 その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議

ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第10号 大竹市社会教育委員の委嘱について

小西教育長 日程第10「報告第10号 大竹市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 委嘱している委員の交代がありましたので、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものです。また、社会教育法第15条及び大竹市社会教育委員条例第1条の規定に基づいて、大竹市社会教育委員として委嘱するものです。この度大竹市社会教育委員に委嘱しようとする方は、真鍋和聡様です。真鍋様は大竹市小学校長会副会長であり、職務交代に伴い前任の貞盛様に代わり、後任の者として就任についての承諾をいただいたため、この度新たに委嘱するものです。なお、任期につきましては、大竹市社会教育委員条例第4条第1項に基づき、前任者の残任期間とすることになっておりますので、令和7年4月1日から令和7年5月31日までとなります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

小城委員 今回交代に伴い新任の方が1名なられたのですが、他の議案は再任の方も掲載されており、この議案と1つ前の議案はないのですが、社会教育委員は定数20名以内とありますが、今掲載されている方以外は再任でしょうか。

事務局 その通りです。

小城委員 基本的に任期は6月1日から5月31日までなのでしょうか。

事務局 その通りです。

小城委員 大竹市附属機関設置に関する条例や今回のこういった条例等に関してもそうなのですが、任期は全体的に見直した方が良いと思います。教育委員会が管轄するものの任期は、2年と決まっているから変えにくいかもしれませんが、それならば中の文言を例えば2年以内にするとか、ずれた時に対応できるような条例に書き換えることを検討しないと、教育委員会も委員が変わったら同じ内容の質疑がまた上がってくると思います。全体的に精査しても良いと思います。

事務局 附属機関の設置に関する条例に定められており、市長部局で管轄していますので、企画財政課と相談したいと思います。

小西教育長 そういった形で協議させてください。その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第11号 大竹市不当要求行為等対策要綱の一部改正について

小西教育長 日程第11「報告第11号 大竹市不当要求行為等対策要綱の一部改正につ

いて」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案につきましては、令和7年3月31日に内容の一部を見直しており、改正に当たっては、大竹市、大竹市議会、大竹市教育委員会、他の行政委員会等による合同訓令となり、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により教育長において臨時に処理しました。このため、同条第2項の規定により報告し、承認を得ようとするものです。改正の理由ですが、「大竹市不当要求行為等対策要綱」は、市及び職員に対する不当要求行為等の対策に関し、必要な事項を定めたものですが、令和7年4月1日から部長職として次長の職位の新設と市民生活部の組織見直しが行われたことに伴い必要な改正をするものです。改正の内容でございますが、一つめは、部長職に次長の職位が新設され、建設次長と教育次長が設置されましたので、不当要求行為等対策委員会の委員に、建設次長と教育次長を加えるものです。二つめは、市民生活部の組織変更については、自治振興課と市民税務課戸籍住民係を併せて、4月から課の名称が、市民課となりました。また、市税業務を受け持つ市民税務課の収税係、市民税係、固定資産税係の3係で市民税務課から税務課に名称が変更されますので、不当要求防止責任者を自治振興課長から市民課長、市民税務課長から税務課長に名称の改正をするものです。施行期日は令和7年4月1日となっております。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第12号 大竹市学校職員衛生管理要綱の一部改正について

小西教育長 日程第12「報告第12号 大竹市学校職員衛生管理要綱の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 労働安全衛生規則等の一部改正に伴い、新たに選任が求められている化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の規定を追加したもので、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により報告し承認をするものです。大竹市立学校職員衛生管理要綱は、労働安全衛生法その他の法令に基づき、職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めたもので、この度の改正は、労働安全衛生規則等の一部改正により、有害性・危険性がある化学物質を取り扱う事業者自らが健康障害防止の取組を行うことが必要となったため、学校における化学物質管理者を第9条に、保護具着用管理責任者を第10条に選任と職務について必要な事項を定めたものです。なお、改正については、広島県立学校職員衛生管理要綱に準じて行っているものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山田委員 管理者を定めるとのことですが、学校で薬品を扱っているのでしょうか。

事務局 理科の実験などで薬品を使用することになります。

山田委員 施錠管理が必要な薬品はあるのでしょうか。

事務局 具体的なものと、高学年で使う塩酸や水酸化ナトリウムは施設管理をしています。

山田委員 今までも責任者はおられたのでしょうか。

事務局 今までも管理職を責任者として管理していました。

池田委員 管理責任者は資格が必要なく、責任の所在をはっきりさせるのでしょうか。

事務局 資格は必要なく、しっかりと管理させていただいています。

市川委員 衛生管理者の資格をとって衛生管理者になるのは、管理職や教頭が位置づけられるのですが、それに伴って化学物質と保護具についても兼ねて良いことになるのでしょうか。

事務局 専任の要件は、化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者です。この度は教頭先生を想定しており、衛生推進者と同様の方になるのではと考えています。

小西教育長 教頭の場合は講習を受けて、講習を受けた証明をいただく形になっていますね。その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第13号 大竹市立小・中学校教職員定期健康診断実施要領の一部改正について

小西教育長 日程第13「報告第13号 大竹市立小・中学校教職員定期健康診断実施要領の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和6年12月2日に、現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード）の利用へ移行されたことにより、公立学校共済組合広島支部において、令和6年12月2日以降、組合員証の交付が終了となったため、本要領の一部を改正する必要が生じましたが、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものです。大竹市立小中学校に勤務する教職員は、広島県教育委員会が任用していますが、教職員の健康診断については、学校保健安全法第15条により、学校の設置者が実施することとなっております。大竹市立小・中学校教職員定期健康診断実施要領は、教職員の定期健康診断の対象者や検査項目、定期健康診断の機会をとらえた健康管理の方法、個人情報の取扱いなどを定めたもので、現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証の利用へ移行されたことにより、公立学校共済組合広島支部において、令和6年12月2日以降、組合員証の交付が終了となったことにより、令和7年4月1日付で別紙様式第1号の質問票にある「組合員証番号」を「組合員番号」に改正を行ったものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和7年第4回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 16時00分】

.....